平成２３年（フ）第１６０号
富山県小矢部市西福町７番４号
債務者　石丸　　誠
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　敏彦
4　破産債権の届出期間　平成24年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第６７３号
新潟市東区山木戸３丁目６番38号　渡辺ハイツ105号
債務者　平松　賢二
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　　宏
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８８号
新潟市西蒲区巻甲1509　ホワイトハウスＢ―201、住民票上の住所新潟県燕市佐渡山2495番地
債務者　霜鳥　久男
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　　仁
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午後３時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４３５号
神戸市東灘区本山北町６丁目12番20号
債務者　川口　猛司
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７７号
広島県安芸郡海田町東２丁目５番39―８号
債務者　大須賀四郎
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雅文
4　破産債権の届出期間　平成24年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６６号
兵庫県姫路市北平野２丁目６番11号
債務者　中嶋　秀行
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　破産債権の届出期間　平成24年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５１３号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣120番地２
債務者　今村チヅコ
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　純一
4　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１４号
宮崎市江平東町10番地２　メゾン栄幸302号
債務者　今村　直人
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　純一
4　破産債権の届出期間　平成24年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６９号
群馬県太田市新島町880番地
債務者　倉林　一郎
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７４号
兵庫県洲本市五色町広石中95番地３
債務者　居酒屋かじ松こと　齋藤　龍雄
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第６５号
山形県新庄市中道町15番地の４　アッシュネクストＢ203、前住所山形県新庄市城南町７番31号
債務者　村上　　淳
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１９４号
宮城県加美郡加美町下多田川字中野10番地
債務者　石川　春美
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　由樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１４２５号
神戸市垂水区塩屋町９丁目19番５号、従前の住所兵庫県西宮市柏堂町５番15―201号
債務者　肥後　康夫
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三道　政弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部